

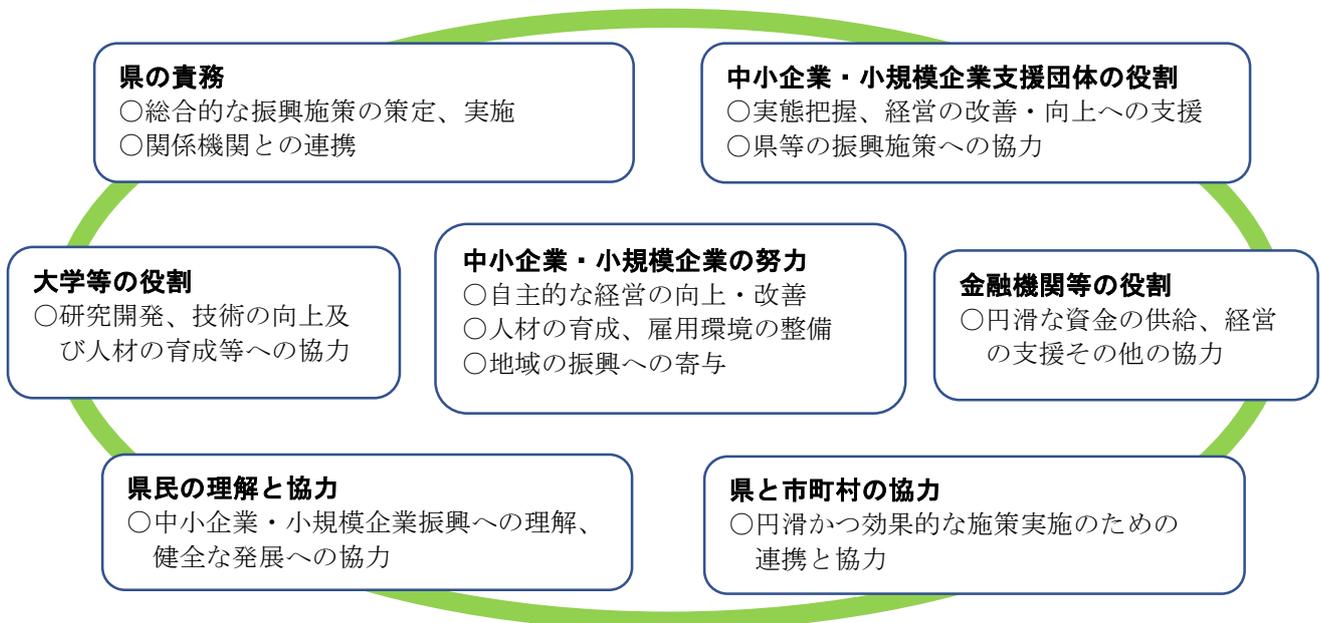
条例の目的（第1条）

- ・振興についての基本理念を定める
- ・県の責務等を明らかにする
- ・施策を総合的に推進する
- ・本県の経済の発展、県民生活の向上に寄与する

条例の基本理念（第3条）

- ・中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な取組への支援
- ・中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用に果たす役割への基本的認識
- ・本県の人材、技術、自然その他の資源の活用
- ・中小企業・小規模企業の経営の規模及び形態への配慮
- ・関係者相互の連携及び協力

関係者の責務と役割（第4条～第10条）



施策の基本方針（第11条）

- ・経営基盤の強化、経営の革新の促進
- ・創業の促進、事業の承継の円滑化
- ・販路等の拡大
- ・資金供給の円滑化
- ・人材の育成、確保
- ・地域の活性化、地域の資源の活用の促進
- ・環境変化への適応の円滑化、災害等への対応

指針の策定等（第12条～第15条）

- ・指針の策定（高知県中小企業・小規模企業振興審議会に意見聴取）
- ・財政上の措置

本県の経済の持続的な発展、県民生活の向上